

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第10号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるもの</p> <p>ア～オ [略]</p>	<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるもの</p> <p>ア～オ [略]</p> <p><u>カ 公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人の役員</u></p>
<p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において第3条第2号ウからカまで並びに同条第3号アからオまでに掲げる職員が給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった場合（<u>同条第3号アからオまでに掲げる者</u>にあっては、あらかじめ人事委員会の定める場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>2 [略]</p> <p>（一時差止処分に係る在職期間）</p>	<p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において第3条第2号ウからカまで及び同条第3号アからカまでに掲げる職員が給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった場合（<u>同号アからカまでに掲げる者</u>にあっては、あらかじめ人事委員会の定める場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>2 [略]</p> <p>（一時差止処分に係る在職期間）</p>
<p>第7条の2 [略]</p> <p>2 第3条第2号ウからカまで並びに同条第3号アからオまでに掲げる者が引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった場合（<u>同条第3号アからオまでに掲げる者</u>にあっては、あらかじめ人事委員会の定める場合に限る。）は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p>	<p>第7条の2 [略]</p> <p>2 第3条第2号ウからカまで及び同条第3号アからカまでに掲げる者が引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった場合（<u>同号アからカまでに掲げる者</u>にあっては、あらかじめ人事委員会の定める場合に限る。）は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p>
<p>第14条 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が</p>	<p>第14条 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が</p>

次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の122.5以上100分の205以下（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の146.5以上100分の245以下）
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の111以上100分の122.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の132以上100分の146.5未満）
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の99.5（特定幹部職員にあっては、100分の119.5）
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の91以下（特定幹部職員にあっては、100分の110以下）

2・3 [略]

第14条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の52以上（特定幹部職員にあっては、100分の62以上）
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の48.5（特定幹部職員にあっては、100分の58.5）
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の46.5以下（特定幹部職員にあっては、100分の56.5以下）

2 [略]

次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の120以上100分の200以下（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の144以上100分の240以下）
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の108.5以上100分の120未満（特定幹部職員にあっては、100分の129.5以上100分の144未満）
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の97（特定幹部職員にあっては、100分の117）
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の88.5以下（特定幹部職員にあっては、100分の107.5以下）

2・3 [略]

第14条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の50.75以上（特定幹部職員にあっては、100分の60.75以上）
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の47.25（特定幹部職員にあっては、100分の57.25）
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の45.25以下（特定幹部職員にあっては、100分の55.25以下）

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。